

小島・茂木地域包括支援センターだより

第43号
令和元年11月

高齢者の総合
相談窓口です

発行責任 長崎市小島・茂木地域包括支援センター / 成瀬
住 所 長崎市田上2丁目2番7号 (2F)
電話番号 (095) 820-8231



家族介護教室を開催しました!

家族を介護している方や介護に興味のある方、介護をする予定の方を対象に令和元年9月10日(火)・17日(火)・24日(火)の3回シリーズで14時からララプレイス愛宕6F集会所にて家族介護教室を開催し、延べ14名の方に参加して頂きました。

1回目は、包括センター職員による認知症についての講話・意見交換会を開催し、2回目は、日本介護美容セラピスト協会の里見恵子様より、「心と身体のリフレッシュ」をテーマに、脳トレ、ハンドマッサージ等をして頂き、3回目は、長崎地域リハビリテーション広域支援センター(協力病院 田上病院)作業療法士の平田修己様より、家族介護のポイントの講話や福祉用具(電動ベット、車椅子)を使った実技をして頂きました。

9月10日(火) 第1回目 認知症について

どの様な認知症状が出て、どの様な心づもりをしておけば良いか知ることが出来た。

9月17日(火) 第2回目 心と身体のリフレッシュ

ハンドマッサージでお互いを知ることができ、今後、家族にもしてあげようと思う。

9月24日(火) 第3回目 介護方法を学ぼう

実際にリハビリの先生の講話と実技は参考になった。介護に対する心の準備が得られた。

「認知症になっても誰もが安心して暮らせる街づくり」

認知症サポーター養成講座についてご紹介します!

認知症の人と家族への応援者：認知症サポーターとは・・・?
特別なことをするのではなく、講座を受けて、認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かい目で見守る人のことです。そのうえで、出来る範囲で手助けする、たとえば友人や家族に認知症の知識を正しく伝える、認知症になった人や家族の気持ちを理解するなど、いろいろな関わり方があります。

★ 養成講座開催報告 ★



令和元年5月22日
玉成高校衛生看護科



令和元年6月19日
茂木小学校4年生



令和元年9月29日
セラールコート自治会

もってこいカフェ 毎月第4水曜日開催中!

～もってこいカフェとは～

認知症を正しく知ってもらうために、認知症の方やその家族、地域の住民の方など誰もが、気軽に参加してなんでも話せる場です。お茶などを飲みながら、情報交換や相談など交流できる場所です。



7月
竹とんぼ・かざぐるま作り



8月
紙芝居・長崎弁かるた等
(長崎女子短期大学図書館
司書より提供)



9月
子どもとの交流会
(愛宕ピノキオこども園)

日 時：毎月第4水曜日10:00～11:30
場 所：ララプレイス愛宕6階集会所
(エレベーター前)
参加費：無料 様々な活動を行っています。
お気軽にご参加ください。

今後のスケジュール

- ・10月23日(水) 音楽で脳と体のリフレッシュ
- ・11月27日(水) 耳と認知症の関係
- ・12月25日(水) ビューティータッチセラピー
- ・1月22日(水) 笑いヨガでリフレッシュ

【高齢者虐待防止法】についてご紹介します！

高齢者を虐待から守るために

高齢者虐待防止法（高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律）が定められています。

高齢者虐待は、高齢者を「人としての尊厳を傷つける行為」です。虐待を受けている高齢者の中には、SOSのサインを出せない、社会的体面から出さない方がいます。また、虐待を「している」「されている」という自覚がない場合や養護者側が「本人のために」と思って行っていることが虐待に結びついていることもあります。



虐待には5つの種類があります

- ◆身体的虐待：殴る、蹴る、拘束する、身体的苦痛
- ◆介護・世話の放棄・放任：食事、入浴、世話の放棄
- ◆心理的虐待：脅す、侮辱する、精神的苦痛
- ◆性的虐待：いやがる性的行為、強要
- ◆経済的虐待：合意なしに財産や金銭の使用



虐待かな？と思ったら、ご相談ください！

「高齢者虐待防止法」では、虐待に気付いたら速やかに市町村に通報する**努力義務**があります。「虐待かもしれない」「このままでは虐待に繋がってしまうかも」など虐待かな？と気付いた段階で相談・通報する事が早期発見や防止に繋がります。相談・通報は、虐待の証拠やご本人・ご家族等の同意がなくても行うことができ、誰から連絡があったのかを相手方に伝えることはありません。匿名での相談・通報も可能です。虐待を受けている可能性のある高齢者を発見した場合は下記の相談窓口へご相談ください。また、介護者の心身の疲労も、高齢者虐待の要因の一つといわれています。虐待防止法には養護者を守ることも関連していますので、介護に関する不安や悩み事がありましたら、身近な相談機関にご相談ください。

相談窓口

- ・高齢者すこやか支援課 ☎829-1146
- ・中央総合事務所 ☎829-1429
- ・小島・茂木地域包括支援センター ☎820-8231

消費税率引き上げに便乗した詐欺にご注意を！

事例

銀行の業界団体を名乗る男から「消費税増税の関係で、高齢者に社会保険料の一部が戻ることとなった。通帳とキャッシュカードの番号を教えてください。あなたには4万円戻る」と電話があった。



アドバイス：着信番号通知や録音機を活用し、知っている人以外の電話には直接出ないこともトラブルを避ける一つの方法です。不審な電話があったら、すぐに最寄りの警察や消費者生活センター等に相談しましょう！



ご存知ですか？ 【成年後見制度】 2000年4月1日施行

成年後見制度とは？

★判断能力が不十分なため契約等の法律行為を行えない人を後見人等が代理し、必要な契約等を締結したり財産を管理したりして本人の保護を図るものです。

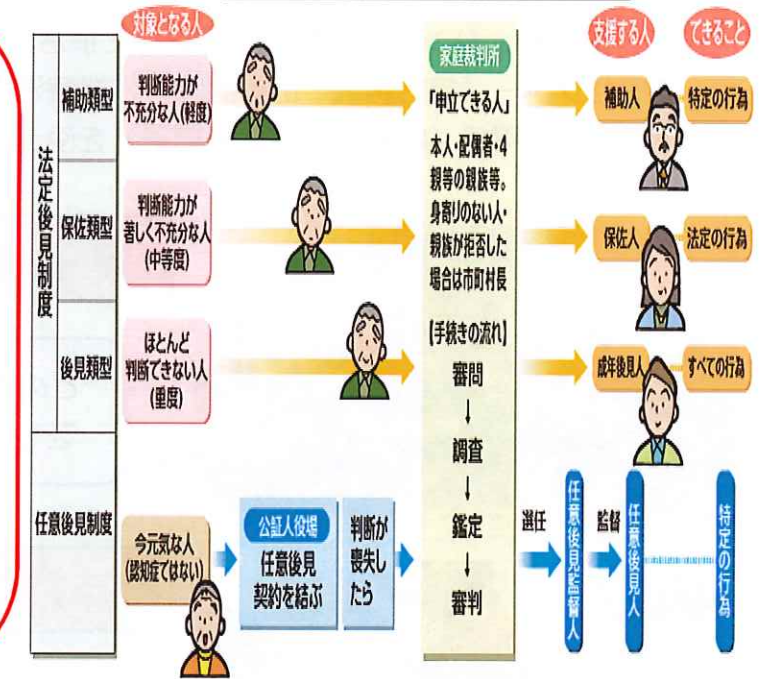
法定後見制度と任意後見制度の2種類

- ★**法定後見制度**は、既に判断能力が不十分な時に、申立てにより**家庭裁判所**によって選任された後見人等が本人に代わって財産や権利を守り、本人を法的に支援する制度です。法定後見には「後見」・「保佐」・「補助」の3つの種類があり、類型により後見人に与えられる権限や職務の範囲が異なります。
- ★**任意後見制度**は、将来、判断能力が不十分となった時に備えるための制度です。ご本人が元気で判断能力があるうちに、将来、自らの判断能力が低下した場合に備え、任意後見人を選び、**公正証書**で**任意後見契約**を結んでおくものです。

手続きの流れ

- 1.後見（保佐・補助）開始の審判の申立て
- 2.審理
- 3.審判
- 4.審判確定
- 5.後見登記
 - ・申し立ては本人、配偶者、四親等内の親族、場合によっては市町村が申し立てることもあります。
 - ・後見や保佐と異なり、補助開始の審判の際には、「本人の同意」が必要です。
 - ・申立てに係る費用は1万円程度ですが、診断書や鑑定費も含めると2万円弱から18万円程度と幅があります。

簡単なイメージ図



不明な点など詳細は包括支援センターまでお問い合わせください。

※長崎県弁護士会の先生が、遺言・相続、成年後見、財産管理、消費者問題、借金問題、近隣トラブル等について無料相談を受け付けます。

日時：令和元年 12月18日(水) 14:00~16:00
令和2年 2月19日(水) 14:00~16:00

場所：小島・茂木地域包括支援センター

対象：高齢者・障害のある方及びその家族、福祉関係者

★事前予約が必要です。

★代理相談の場合、委任状等の書類が必要になります

★日程は都合により変更する場合があります。

詳しくは小島・茂木地域包括支援センターまでお問い合わせください。

